

吉川市市民シンクタンク事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、吉川市市民シンクタンク事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、市民の参画及び協働を推進し、市民と市とが連携して市政運営に取り組むとともに、市民が有する専門的知識及び経験を市政に生かすことを目的とする。

(市民シンクタンク研究員の登録)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、地域課題を提起し、調査研究を行い、解決を図るための政策を市に提言する市民を市民シンクタンク研究員（以下「研究員」という。）として登録するものとする。

2 研究員に登録できる者は、市内に在住、在勤又は在学の者で、地域課題解決の意欲があると市長が認める者とする。

3 研究員の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、吉川市市民シンクタンク研究員登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該申請者が第2項の要件を満たしているかどうかを審査し、登録する場合は、当該申請者へ吉川市市民シンクタンク登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、吉川市市民シンクタンク研究員リスト（様式第3号。以下「リスト」という。）に登録するものとする。

(登録抹消)

第3条 市長は、研究員の死亡、健康上の事由等により研究員の活動に支障がある場合又は研究員から吉川市市民シンクタンク研究員登録抹消届（様式第4号）の提出があった場合は、研究員をリストから抹消するものとする。

2 市長は、前項の規定により研究員をリストから抹消したとき（研究員の死亡によるものを除く。）は、吉川市市民シンクタンク研究員登録抹消通知（様式第5号）により当該研究員に対して通知するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 研究員は、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに吉川市市民シンクタンク研究員リスト登録内容変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により吉川市市民シンクタンク研究員リスト登録内容変更届を受理したときは、速やかにその登録内容を変更するものとする。

(懇談会)

第5条 市長は、研究員が相互の意見交換及び交流を行うための懇談会を必要に応じて行うものとする。

(施策の提言)

第6条 研究員は、研究結果を反映した施策を提言書（様式第7号）により市長に提言できるものとする。

(吉川市市民シンクタンク提言検討会議)

第7条 市長は、前項の規定による提言（以下「提言」という。）の採用、一部採用又は不採用を決定するために吉川市市民シンクタンク提言検討会議（以下「提言検討会議」という。）を置く。

- 2 提言検討会議は、市長、副市長、教育長、参事、政策室長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、都市建設部長及び教育部長をもって構成するものとする。
- 3 市長は、提言があった場合は、当該提言を整理した検討書を作成し、提言検討会議に付議するものとする。
- 4 提言検討会議は、提言の内容を審査し、提言に係る施策の採用、一部採用又は不採用を決定するものとする。この場合において、市長は、当該審査に必要と認める職員を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 提言検討会議は、前項の規定による決定をする上で、必要な場合は、提言をした研究員に内容を公開の場で説明させることができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条第4項の規定による決定があった場合には、速やかに吉川市市民シンクタンク研究員提言書採用・不採用決定通知書（様式第8号）により提言をした研究員に通知するものとする。

(施策の実施)

第9条 市長は、会議が第8条第2項の規定により採用又は一部採用の決定を行った場合は、当該決定に係る施策の実施計画を策定し、実施するものとする。

(庶務)

第10条 事業の庶務は、市民生活部市民参加推進課市民参画係において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

吉川市市民シンクタンク登録申請書

年 月 日

(宛先)吉川市長

氏名

吉川市市民シンクタンク研究員に登録したいので、吉川市市民シンクタンク事業実施規則第2条第3項の規定により次のとおり申請します。

氏名	ふりがな	年 月 日生
住所	〒 -	
連絡先	電話番号 自宅 - - 、携帯 - - メールアドレス	
専門的知識 の所有	職歴や資格など	
経験	経験談など	

▼市外在住の方のみ記入してください。

勤務地又は通学先の所在地	
勤務地又は通学先の名称	

様式第2号(第2条関係)

吉川市市民シンクタンク研究員登録通知書

第 号
年 月 日

様

吉川市長



年 月 日付けで申請のあった吉川市市民シンクタンク研究員登録について、
次のとおり登録しましたので通知します。

氏 名	ふりがな	年 月 日生
住 所	〒 -	

様式第4号(第3条関係)

吉川市市民シンクタンク研究員登録抹消届

年 月 日

(宛先)吉川市長

氏名

吉川市市民シンクタンク研究員の登録を抹消したいので、吉川市市民シンクタンク事業実施規則第3条第1項の規定により以下のとおり届け出ます。

登録者	氏 名	ふりがな
	生年月日	年 月 日生
	住 所	〒 -
理 由		

様式第5号(第3条関係)

吉川市市民シンクタンク研究員登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市市民シンクタンク研究員の登録を次のとおり抹消しましたので、吉川市市民シンクタンク事業実施規則第3条第2項の規定により通知します。

登録者	氏名	ふりがな -----
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 -
登録抹消理由		

様式第6号(第4条関係)

吉川市市民シンクタンク研究員リスト登録内容変更届

年 月 日

(宛先)吉川市長

氏名

年 月 日付けで提出した申請書の内容に変更が生じたので、吉川市市民シンクタンク事業実施規則第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

氏 名		
	変更前	変更後
変更内容		

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 吉川市長

吉川市市民シンクタンク研究員
氏名

提言書

吉川市市民シンクタンク事業実施規則第6条の規定により施策を提言します。

提言施策名	
-------	--

■提言書は、別添のとおり

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市市民シンクタンク研究員提言書採用・不採用決定通知書

年 月 日付で提言のあった施策について審査した結果、次のとおり決定しましたので、吉川市市民シンクタンク事業実施規則第8条の規定により通知します。

審査結果	採用 ・ 一部採用 ・ 不採用
提案事業名	
備考	

■一部採用・不採用の理由